

# 収益認識基準の改正案、10月中に公表へ

—ASBJ、収益認識専門委

去る10月7日、企業会計基準委員会が第102回収益認識専門委員会を開催した。門委員会を開催した。前回に引き続き、開示・表示に関する事項の検討が行われた。主な検討事項は次のとおり。

## 注記事項の検討—個別財務諸表における取扱い

第101回専門委員会(2019年10月10日号(No.1558) 情報ダイジェスト参照)および第417回親委員会(2019年10月20日号(No.1559) 情報ダイジェスト参照)において、個別財務諸表における収益認識の注記事項について、「企業の主要な事業における主な財またはサービス(履行義務)の内容」および「企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)」は個別でも重要な会計方針として注記し、それ以外の注記については、連結財務諸表の情報から個別財務諸表の情報が推測できる場合には、個別財務諸表において注記を要しない、といった個別を簡素化する

事務局案が示されていたが、委員からの意見を踏まえ、今回次のような事務局案が示された。

### ① 重要な会計方針について(連結財務諸表および個別財務諸表)

重要な会計方針に記載すべきと判断されるものは、連結財務諸表、個別財務諸表にかかわらず、重要な会計方針に記載することを要する。

### ② 個別財務諸表における注記について

・重要な会計方針)および「収益を分解するための基礎となる情報」(開示目的に照らして重要なものに限る)を個別財務諸表に注記する。

開示目的に照らして重要と判断された「収益を理解するための基礎となる情報」は、重要な会計方針または個別の注記として記載する。

・定量的な情報を含む「収益の分解情報」および「当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報」については、個別財務諸表に

おける注記を要しないこととする。

この事務局案に基づいて、次のような文案が示された。

### 会計基準

(個別財務諸表における取扱い)  
80—25 第80—4項(1)「当期の収益の分解情報」及び(3)「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」について、連結財務諸表において記載されている場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

80—26 第80—7項の場合と同様に、第80—4項(2)「収益を理解するための基礎となる情報」については、重要な会計方針に記載されている場合には、収益認識に関する注記を要しない。

専門委員からは、「文章の流れがわかりやすい」などの意見が出され、特段の反対意見は聞かれなかった。

### 注記事項の検討—四半期財務諸表における取扱い

第415回親委員会(2019年9月20日号(No.1556) 情報ダイジェスト参照)に引き続

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
11月11日(月)まで (注)10日は休日のため	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和元年10月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
12月2日(月)まで (注)11月30日、12月1日は休日のため	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和元年9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人 (令和元年8月期) 2カ月延長法人 (令和元年7月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(9月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(9月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、6月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

(付記) 税を考える週間(11日～17日)  
国税庁・国税局・税務署

き、四半期財務諸表に係る開示項目について、議論された。

事務局からは、前回同様、収益認識に関連した四半期財務諸表に係る開示項目として、収益の分解についての注記を求めることが提案された。

専門委員の「欧州は四半期開示が任意であり、アンバランスでは」との意見に、事務局が「わが国の四半期制度を前提に行っている。四半期財務諸表をあまりに簡素化してしまうと、ここまで国際的整合性を目指して基準開発しているのに、四半期財務諸表の形が海外の期中財務諸表と大きく変わっ

ていると海外投資家にみられてしまい、日本基準のクオリティが疑われる懸念がある」と回答した。

第418回親委員会でも同様の審議が行われ（会計基準文案は一部修正）、特段の反対意見は聞かれなかった。

事務局からは、個別論点に関する議論はすべて終わったとの認識であり、今後、文案検討を経て、2020年3月の最終基準化を目指して、10月25日開催予定の親委員会で公表議決を行い、10月中に公開草案を公表する予定である旨が示された。

会計

## 見積り開示基準案、改正過年度 遡及会計基準案、公表へ

—ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る10月7日、企業会計基準委員会は第29回ディスクロージャー専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実  
(1) 個別財務諸表への適用に関する再検討

前回（2019年10月10日号（No.1558）情報ダイジェスト参照）の議論では「連結財務

第9項

連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、

会計・監査  
カラムの要

## 事実の認定とはどうして

公認会計士  
手塚 仙夫

少し古い話になるが、企業会計原則第二の四に「企業会計は、財務諸表によつて、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならぬ」といういわゆる明瞭性の原則というものがある。書いてあることは至極当たり前のことであり、多分多くの方は「明瞭に表示」に注意が行くのではないかとと思われる。その理解は間違っていないが、私は「会計事実」とは何なのかに興味がある。いろいろ考えてみるとこれが結構難しい問題なのである。私の経験からいくつか例を挙げてみる。

1つ目は不動産の売買取引である。あるとき決算期末に少しまとまって売上が上がっていた。決算月でもあるし営業が頑張った成果とみることもできた。しかし、監査スタッフから、前期に販売した物件とよく似た物件を当期新たに購入したような取引があった、という話を聞いた。

2つ目は循環取引である。簡単にいうとAからBに商品を販売し、BはそれをCに転売し、CはAに販売する。結果としてAが販売した商品は間に入った協力者への手数料を上乗せした価額でAが買い戻すというものである。実際はこれを複雑化しわからないように巧妙に実行した事例が過去に発覚し、社会問題化したこともある。ここでの教訓は、会社の取り扱う商品等の内容や特徴を正確に理解し、取引先が何のために購入したのか、それに違和感はないのかなど常に留意していることが大切であるということである。

3つ目は、税効果会計や減損会計など将来予測が求められる会計分野が多くなっていることである。ここで重要なことは将来予測である。具体的には、分野別の事業計画の実現可能性の判断である。正直これは大変困難

な問題であるが、一応の結論を出さなければ財務諸表が作成できないということになってしまう。私が現場でみてきたものは、翌年の計画は比較の実態に合っているが、年数が先になるほど精度は落ちる。だいたい5年以上先になると同じ金額が並ぶという状況を何度も目にしてきた。ここでいえることは、予測した数値に係る根拠の追及（具体的説明）と可能な限り保守的に判断していくことである。すなわち、利害関係者の判断の誤差を可能な限り小さくする努力をすることである。

以上みてきたように、事実とは何かという問題は、大変難しいものである。前記は監査人目線で書いてしまったが、日々会計処理の判断を行っている皆様にあえて「事実の認定」は問題ないですかと問うてみたい。取引対象品の性質、取引先、取引時期、価格、取引条件などから違和感はないかの確認である。大切なことは、違和感を感じたときにどのように対応するのか、日頃から考えておくことが必要であり、内部統制として組み込んでおきたいものである。

識別した項目ごとに当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法に関する記述をもって7項(2)の注記(注:会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報)とすることが出来る。この場合、連結財務諸表における記載を参照することが出来る。

### 第31項 (結論の背景)

本会計基準に基づく会計上の見積りの開示は、連結財務諸表と個別財務諸表に同内容の開示を求めることを原則としているが、2013年6月20日に企業会計審議会から公表された「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」で取り上げられた「単体開示の簡素化」を踏まえ、連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表の開示については、識別した項目ごとに当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法に関する記述をもって7項(2)の注記とする、簡素化された開示を認めることとした。

専門委員からは「前回提案された文案よりわかりやすい」、「単体の開示を簡素化すること」が自己目的化しているようにみ

える。そもそも連結の開示を充実したうえで、不要となった単体の開示を簡素化するという話である」との意見があがった。

### (2) 「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案

前回に引き続き、専門委員からの意見を踏まえて所要の修正が行われた「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案が事務局より提示され、コメントの募集期間は2カ月強とすることが示された。

事務局からは「年度内に最終基準を公表することを考えると、コメント募集の区切りとしては年末までがよいだろう。しかし十分なコメント募集期間を

## 会計

# のれんの減損等に関するFASBコメント募集への「コメント案、決定」ASBJ

去る10月10日、企業会計基準委員会は第418回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。**のれんの減損等に関するFASBコメント募集**

去る7月9日にFASBから公表されたコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事

確保したいため、年末年始をまたぐことも想定して2カ月強と設定した」ことが説明された。専門委員からの反対意見は特になかった。

### 今後の予定

所要の修正が施された「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正文案についても事務局より提案されたが、専門委員から特に反対意見などはあがらなかった。

また、第418回親委員会でも同様の審議が行われ、特段の反対意見は聞かれなかった。公開草案は10月25日に行われる親委員会で公表議決の予定。

後の会計処理」に対するコメントの検討が引き続き行われた。コメント案が示され、コメントレーターの冒頭に記載されるASBJのスタンスについては、次のように示された。

3 我々は、取得のれんは減価する資産であると考えており、

の耐用年数で償却することを改善の策として受け入れることが可能である。

委員からは、賛成意見が多く聞かれ、こちらの内容でFASBに提出することが承認された。

### IASB公開草案「会計方針の開示」へのコメント対応

去る8月1日にIASBから公表された「会計方針の開示」IAS1号およびIFRS実務記述書2号の修正案(以下、「公開草案」という)へのコメント対応について、審議された。

IAS1号「財務諸表の表示」では、「重要な(significant)」会計方針を開示することを企業に要求している。公開草案では、情報の開示に関する閾値を明確化するため、「重要な」への言及を「重要性のある(material)」会計方針を開示するという要求に置き換えることを提案している。

ASBJ事務局からは、「significant」から「material」へ用語を変えることで閾値を変えることについて反対する等の方針案が示された。

委員からは、「実務記述書とはどのような性格のものか」、「改訂に反対意見を出すならば、

どうすればよいか提案をしたほうがよいのでは」などの質問が

出された。

会計

不動産協会からヒアリング

— ASBJ、リース会計専門委

去る10月8日、企業会計基準委員会は第89回リース会計専門委員会を開催した。

引き続き、わが国におけるリース会計基準に関する検討が行われた。

主な検討事項は次のとおり。

不動産協会からの説明

参考人の一般社団法人不動産協会から、リース基準に関する当協会の見解について説明がなされた。

- ・新しいリース基準として策定する場合、日本の不動産賃貸借の特殊性や法的観点を考慮した、作成者サイドに納得感のあるものが望まれる。
- ・IFRSの判定フローは原則主義に基づく抽象的な表現で作成されており、判断・解釈が難しい。民法・借地借家法等の法律や日本の商慣習に照らして容易に判断できる判定フローが望まれる。
- ・パス・スルー型のサブリース（転借人から受領する賃料に

各会計基準における

不動産に関する内容の確認

続いて、IFRS 16号、米国基準のトピック842、わが国のリース会計基準および同適用指針における不動産（土地・建物）に関する内容が確認された。委員会では確認された主な内容は次のとおり。

一定量率乗じた額を、賃借人兼転貸人が賃借人に支払うものについては、海外においては十分な議論がなされていないと考えられる。一般のサブリースと区別した丁寧な議論が望まれる。

専門委員から「海外ではなぜパス・スルー型のサブリースが少ないのか」という質問が出されたのに対し、参考人から「海外は契約期間が長いので、パス・スルー型ではなく、賃料保証型（賃借人兼転貸人が賃借人に対し、契約で定めた賃料を支払う形態）を取ることが多くなると推察している」との回答があった。

そのほか、専門委員からは、「日本で新たな基準を策定しても、商慣習が変わらない限り、国によってオンバランスされるものは異なるのではないか」といった意見が聞かれた。

- ・IFRSでは、不動産に特化した記述は多くはない。
- ・日本では現在、「リース取引に関する会計基準の適用指針」11項において、リース取引が置かれている状況からみて借手が再リースを行う意思が明らかかな場合を除き、再リース期間はリース期間に含めないことが定められているが、そのほかには特段、不動産に関する定めは置かれていない。

参考人の不動産協会からは、「現在のわが国の適用指針を更にする必要はないと考えている」という旨の意見が提示された。

専門委員からは、「欧米と日本の違いをどこまで基準に取り込むべきか検討する必要がある」といった意見が出された。

経理用語の豆知識

**ITに関連する内部統制の特徴**

情報システムは、あらかじめ規定した処理を組み込んだコンピュータ・プログラムにより実行される。したがって、あらかじめ規定した処理の内容が適切であれば、決められた処理を決められた時にもれなく実行することから、大量の取引やデータを処理する場合であっても方針や規程に従い一貫して処理し複雑な計算を実行することができる。また、あらかじめ規定する内容が、ユーザの識別とユーザごとに可能な処理を制限するというものであれば、適切な職務の分離を維持・確保することが可能となる。

したがって、不正確なデータをそのまま処理してしまったり、あらかじめ規定した処理の内容が適切でなければ、適切なデータを入力しても誤った処理結果となってしまう。

監査人は、内部統制の整備・運用状況を評価しなければならないが、内部統制には手作業によるもの、自動化されたものがあり、それぞれを理解したうえでリスク評価を行う。

**期末日以外の日における実地棚卸**

実務上の理由により実地棚卸が期末日以外の日に実施されることがある。棚卸資産の増減に係る内部統制の整備および運用状況の有効性に基づき、期末日以外の日に実地棚卸を実施することが監査上適切であるかどうか判断される。

期末日前に実証手続を実施する場合には、期末日前を基準日として実施した実証手続の結果を期末日まで更新して利用するための合理的な根拠とするため、残余期間について①運用評価手続を組み合わせる実証手続を実施する、②監査人が十分と判断する場合、実証手続のみを実施する、のいずれかの手続を実施しなければならないとされている。

実地棚卸日における棚卸資産の金額と最終在庫記録の金額との間の変動が適切に記録されているかどうかについて監査証拠を入手するための監査手続を立案するときには、継続記録の信頼性や継続記録が適切に修正されているか等に留意する必要がある。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年10月7日	租税調査会研究報告第35号「法人税法上の役員報酬の損金不算入規定の適用をめぐる実務上の論点整理」	JICPA	上場企業における役員報酬制度改革のさらなる推進の一助とすることを目的として、役員給与に関する税務上の論点について検討を行ったもの。法人税法と所得税法における役員報酬についての考え方を概観したうえで、在任時報酬、役員退職給与、役員給与の減額・返還、企業活動のグローバル化と役員給与制度といった諸論点について整理を行っている。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-2-35-2-20191007.pdf">https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-2-35-2-20191007.pdf</a>	—

## 再び政策手段の選択肢を狭める米FRB

金融

米連邦準備理事会（FRB）のパウエル議長は10月8日、コロラド州デンバーで講演し、9月にみられた短期金利乱高下への対応策としてFRBのバランスシートを拡大させる政策を取ると明言した。同時に、「金融危機後の大規模な資産購入と混同すべきではない」として、量的金融緩和策の再開を否定した。

FRBは、2008年のリーマンショック後の金融危機に対応するため、毎月一定量の長期国債と住宅ローン担保証券（MBS）を銀行から買い取る政策を行った。今回はこの時とは異なり、短期金融市場の資金不足解消が目的とみられる。

9月の短期金利の乱高下は、法人税の納付期限を迎えた連邦政府による税金の収納と、国債入札の決済が重なったことが要因とされている。連邦準備銀行にある市中銀行の当座預金から連邦政府の当座預金へ資金が振り替わり、資金が不足気味となり金利が上昇したことになる。市場関係者からは、リーマン

## 混迷深まる経済・市場とイノベーションへの期待

証券

世界各国では、経済成長見通しの下方修正、企業収益の減益幅拡大といった話題が続いている。欧米先進国では経済政策は利下げや金融緩和への方向転換が始まっているが、株式市場の環境をみると、米中貿易摩擦・米朝交渉の膠着・中東情勢の混乱など、政治リスクや地政学リスクに関する懸念材料は多い。

世界経済の底流には、長期停滞という構造的な問題があるという指摘もみられる。この状況に反応するかのよう

に、アメリカ大企業の経営者団体ビジネス・ラウンドテーブルが、「脱株主資本主義」を發表したことは、大きな波紋を呼んだ。この発表では、株主第一主義を見直し、従業員や地域社会への配慮を強化する事業運営への転換することが宣言された。この宣言は、ウォール街の支配的な考え方とは対立するとみられている。

シヨンは、企業の研究開発活動↓画期的な発明・発見↓新製品の実現・登場↓企業収益への寄与と経済活性化への貢献、というサイクルを活性化させる。このため、イノベーションの評価基準とみなされているノーベル賞の動向に大きな注目が集まるのは当然ともいえる。

今年のノーベル化学賞は、リチウムイオン電池を開発した旭化成の技術者、吉野彰氏に与えられることが決まった。さまざまな分野で多くの研究者が競い合っているなかで、旭化成が一步先を行く成果を上げたことになる。この結果、旭化成の企業力に対する評価が高まり、同社の収益や株価にプラスをもたらすことが予想される。

今回の受賞は、昨年のノーベル医学・生理学賞を受賞した本庶佑教授の研究が小野薬品工業による新しいタイプの抗がん剤開発につながったことに続くものである。これらのイノベーションが、経済や市場の活性化につながることを期待されている。